

第20回 議会活性化特別委員会次第

平成25年11月1日
第2委員会室

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例について

【タウンミーティングでの意見、法制担当からの意見、研修講師意見等】
・タウンミーティングでの意見は条文を修正する内容のものは無かったと判断
《前文から条文まで一つずつ確認》

前文・・・省略規定を設けて文言を整理。修正案のとおりで。

条文全体は、「ですます調」でいくことを再確認。

第1条・・・言い回しを修正。修正案のとおりで。

第2条・・・憲法92条の「地方自治の本旨」は、わかりづらいのでは？

解りやすい言葉でと進めてきたが、基本理念なので憲法に沿って
「本旨」でいいと思う。

「地方自治の本旨」でいくこととする。「本旨」を市民に説明できる
ようにする。

第3条・・・4号を本文に入れ込む。「努める」を「行う」。修正案のとおり。

第4条・・・5号を本文に入れ込む。語句の修正。修正案のとおりで。

第5条・・・会派の結成については削除。修正案のとおりで。

第6条・・・項だてを号に修正。修正案のとおりで

第7条・・・見出しに「活動」を追加。本文に「定期的」を追加。

第8条・・・見出しに「活動」を追加。

第9条・・・「公開とします」を「公開するものとします」に修正。

第10条・・・語句を精査。

第11条・・・2項を削除。

第12条・・・1項4号の「姉妹都市及び友好都市」については、議会の知らない
うちに協定など締結されるのはおかしいから入れるべき。

2項は、矛盾はないから追加事項として残すべき。

原案のとおり。

第13条・・・字句の精査。

第14条・・・「努めます」を「行います」に修正。

第15条・・・字句の修正。

第16条・・・政務活動費については市民が知りたがっているものであるので、
公開・透明性を確保するため残す。

第 17 条 ・ ・ 「努めます」を「図ります」に修正。字句の精査。

第 18 条 ・ ・ 委員会の名称が固定されないよう「等」を加筆。

第 19 条 ・ ・ 原案のまま。

第 20 条 ・ ・ 「附属機関の設置」については、附属機関というものは執行機関にあてはまるものということだが、活性化委員会としては入れていきたい。視察先の所沢市でも言っていた。再度、残す場合条文はこのままでいいか法制担当に確認する。

「附属機関」を使わずに別の名称にすればどうか。

第 21 条 ・ ・ 「法に基づく ・ ・ ・ ・ 行動します」を「市民からの負託に応える責務を認識し、その良心と信念に基づいて自らを律し、行動します。」

第 22 条 ・ ・ 語句の精査。

第 23 条 ・ ・ 原案のとおり。

(2) 議会基本条例制定までの今後のスケジュールについて

- ・ 今回の修正案を再度、法制担当チェック
- ・ 附属機関について全協前に 1 回委員会を開催
- ・ 11 月 19 日全員協議会で報告
- ・ 次回 11 月 25 日 本会議、会派代表者会議終了後
パブコメ前 最終条例案作成
- ・ 12 月 5 日号広報ふじえだにパブコメの案内を掲載
- ・ 12 月 9 日から 1 月 10 日までパブコメを予定

(3) その他

2. その他

次回予定 11 月 25 日（月）本会議、会派代表者会議終了後